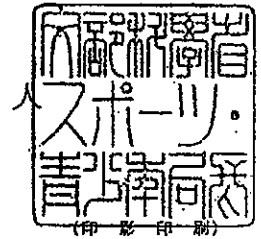


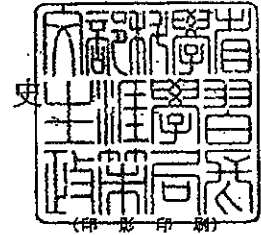
24受文科ス第1482号
平成25年2月25日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事 殿
各国公立大学長
各国公私立高等専門学校長

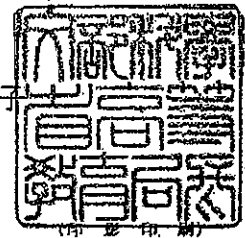
文部科学省スポーツ・青少年局長
久保公



文部科学省生涯学習政策局長
合田隆



文部科学省高等教育局長
板東久美子



平成25年春の全国交通安全運動の実施について（依頼）

このたび、交通対策本部において、別添のとおり「平成25年春の全国交通安全運動推進要綱」が決定され、これに基づき標記の運動が平成25年4月6日（土）から同年4月15日（月）までの10日間実施されることとなりました。

今回の運動は、「子どもと高齢者の交通事故防止」を基本とするほか、「自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」を全国重点とするとともに、必要に応じ、地域の実態に対応した重点を定めることとしています。

また、運動期間中の4月10日（水）は、「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことから、その趣旨を踏まえ、交通安全に対する更なる意識の向上に努めるようお願いします。

については、下記の事項に留意の上、この運動を強力に推進し、学校等におけ

る交通安全教育の一層の充実を図るようお願いします。

記

1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

(1) 児童生徒等の交通事故防止

ア 学校における交通安全指導については、「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（文部科学省）、「学校安全資料DVD『子どもを事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）、「生徒の安全な通学のための教育教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」（文部科学省）などを活用し、より一層の充実を図ること。特に、幼稚園及び小学校においては、新入学児童等を中心に、道路の歩行と横断の仕方、路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い、安全な行動が身に付くように努めること。

イ 学校においては、教科、道徳、総合的な学習の時間、学級活動・ホームルーム活動、学校行事等における指導を充実するとともに、児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し、児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に、交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ、反射材用品・明るい目立つ色の衣服等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

なお、その際、高齢者や幼児など、交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させたり、高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場などを設けること等により、高齢者との世代間交流を行うこと等にも配慮すること。

ウ 学校においては、帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ、実践されるよう家庭との連携に努めること。

さらに、幼児交通安全クラブなどへの積極的な加入を促進すること。

エ 幼稚園、小学校及び中学校においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、子どもと保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させるとともに通学通園路等の交通安全点検・ヒヤリ地図の作成等を実施し、子どもの目線から見た通学通園路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

なお、その際、登下校時の児童生徒の犯罪被害の防止にも配慮すること。

オ スクール・ゾーンは、交通事故防止に相当の効果を上げているところであるので、教育委員会、幼稚園及び小学校においては、今後とも地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大と自動車の交通規制の強化を促進し、当該地域内における児童等の交通事故防止を積極的に推進すること。

カ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

なお、その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮をすること。

(2) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、自転車の通行方法等に係る道路交通法の改正が平成20年6月から施行されていることを踏まえ、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、夕暮れ時の反射材用品等の活用の促進、自転車の点検整備について指導するとともに、自転車の安全な利用や正しい駐車の仕方、夜間における前照灯の点灯の徹底、夕暮れ時の早めの点灯など交通ルールの理解及び交通マナーの向上を図り、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り、傘差し、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険性の再認識による安全通行、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通法規の遵守について徹底すること。

なお、その際、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日交通対策本部決定）、「小学校 効果的な自転車安全指導のために」（財団法人日本交通安全教育普及協会編）、「中学校 効果的な自転車安全指導のために」（財団法人日本交通安全教育普及協会編）、「高等学校 効果的な自転車安全指導のために」（財団法人日本交通安全教育普及協会編）等の活用を図ること。

イ 近年、対歩行者の事故等自転車の利用者が加害者となる事故が増加傾向にあること等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、普通運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転など危険運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質のかん養を図ること。

なお、その際、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）等の活用を図ること。

(3) チャイルドシート、シートベルト及びヘルメットの着用の徹底等

ア 幼児児童に対して、正しい方法によるチャイルドシート及び自転車乗用時におけるヘルメットの着用の促進を図ること。

イ 幼児児童生徒に対して、全ての座席のシートベルト着用が義務化されていることの周知及び着用の徹底を図ること。

ウ 保護者、教育委員会、学校、公民館等関係機関の職員等に対して、チャイルドシート、全ての座席のシートベルト及び幼児児童の自転車乗用時におけるヘルメットの着用の必要性と着用効果並びに幼児二人同乗用自転車の安全利用に関する正しい理解の促進に努め、幼児児童生徒の同乗事故等の防止を図ること。

2 大学生等に対する交通安全教育の推進

大学，高等専門学校等においては，必要な交通マナーの普及徹底を図るため，学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ，関係機関・団体等と連携し，交通安全指導のより一層の充実を図ること。

3 高齢者等に対する交通安全教育の推進

地域においては，生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から，高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動，青少年団体，女性団体，PTA等の社会教育関係団体による実践活動並びに社会教育施設における事業などを通して，地域住民の交通安全に関する学習を奨励すること。

特に，交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が極めて高いことから，高齢者に対し，参加・体験・実践型の交通安全に関する学習の促進を図るように努めること。

(本件連絡先)

文部科学省スポーツ・青少年局

学校健康教育課学校安全係

TEL 03-5253-4111(内線2917)